

■鹿部町地域おこし協力隊募集要項（教育・スポーツ振興支援員）

<鹿部町について>

鹿部町は、北海道の南に位置する人口約 3,500 人の小さな町です。基幹産業は漁業で、スケトウダラの卵を原料としたタラコや昆布、ホタテなどが特産品です。また、源泉が多く、地面から周期的に温泉が吹き上がる間歇泉を見ることができます。



町内にある教育施設は、幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ 1 校（園）、社会教育施設として中央公民館が 1 館、スポーツ施設として、総合体育館、町民プール、多目的グラウンド、パークゴルフ場が 1 施設ずつあり、これらすべてを行政機関である教育委員会が直営しています。小さな町ではありますが、子どもをはじめとする町民に、学びやスポーツを通して社会をたくましく生き抜く力が育つよう、各機関連携のもと、地域の特性を生かした教育活動を行っています。

<募集の背景>

現在、町が抱える課題の 1 つに「中学校部活動の地域移行」があります。これは、少子化により部活動の維持が難しくなっていること、教員の業務負担が大きいことを背景に、国が打ち出した方針に沿って全国で進められているものですが、人口規模が小さい鹿部町のような町にとっては、受け皿や指導者、連携先が確保しづらいなど、より解決が難しい、とても大きな課題となっています。

様々な方面からの情報を集めながら、鹿部町にあった方法や体制を丁寧に探っていくことが不可欠であり、そうした過程が、町全体の教育活動、スポーツ活動の振興にもつながっていくと考えています。

このため、町では、地域や関係機関とのつながりをつくりながら、一緒に、中学校部活動の地域移行、そして、町の教育活動やスポーツ活動の振興につながる業務を担っていただける人材として、次のとおり地域おこし協力隊を募集します。

参考) 鹿部町総合体育館



鹿部町教育委員会主催事業の様子



1 募集職種並びに募集人員

教育・スポーツ振興支援員 1名

2 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、別に定める「鹿部町地域おこし協力隊設置要綱」を基本とします。任用期間中は、鹿部町教育委員会社会教育スポーツ課に在籍し、スタッフの一員として、以下の業務と一緒に取り組んでいただきます。

(1) 部活動地域移行に関する業務全般

ア 体制構築のための情報収集

イ 体制構築のための各種関係づくり

ウ 体制構築のための企画、立案、制度整備

エ 試行時の各種事務、連絡調整、コーディネート業務 等

(2) 町が行う社会教育・スポーツ事業の運営支援

(3) 町が所管する社会教育施設・スポーツ施設の管理・運営

(4) 地域スポーツ団体、文化団体の運営支援

(5) その他、地域おこし協力隊としての活動報告業務 等

3 活動拠点・活動地域

(1) 活動拠点・在籍場所

鹿部町教育委員会社会教育スポーツ課

(鹿部中央公民館内、北海道茅部郡鹿部町字宮浜 311 番地 2)

※活動内容は変わりませんが、2年目以降、在籍場所が教育委員会内の別の場所になる可能性があります。

(2) 活動地域

鹿部町内全域（活動内容によっては町外での活動も含む）

4 募集対象

次のすべての要件を満たす 20 歳以上 50 歳以下の方が対象となります。

(1) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

(2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（総務省が公表する特別交付税措置に係る地域要件確認表において、鹿部町に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させることを了承する方

※現住所が都市地域等に該当するかどうかお調べすることも可能です。

- (3) 普通自動車免許証を有している方
- (4) 地域の教育活動やスポーツの振興を志す方で、任用期間後も鹿部町の取組に積極的にかかわる意欲のある方
- (5) 他の協力隊や協力隊のOBと連携し、まちづくりに取り組める方
- (6) パソコンの基本操作スキル（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）やインターネット、SNS等の知識を有し、活用できる方
- (7) 市町村税に滞納がない方
- (8) 土日や祝日などの活動にも対応できる方

○選考にあたって有利となり得る事項

- ・自ら課題設定ができ、解決に向けた立案と実行を協調しながら進められる方
- ・コミュニケーション能力、コーディネート能力に長け、周囲と協力しながら成長しようとする意欲のある方
- ・教育、スポーツ指導、団体運営等の領域での専門的バックグラウンドがある方
- ・上記知見を活かした実務経験や幅広い人脈がある方
- ・教育現場／行政での実務経験がある方
- ・地域おこし協力隊の任用期間満了後も鹿部町内において起業・就業・定住する意思やプランのある方

5 雇用形態等

項目	内容
任用形態	フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）
任用期間	任用日（令和6年4月1日予定）から令和7年3月31日まで 勤務実績や活動内容に基づく能力の実証を行ったうえで、再度任用する場合があります（最長3年間）。更新については、年度ごとの評価、協議により決めます。 ※ 応募者の都合により令和6年4月1日からの活動開始が難しい場合は、着任日の調整を検討しますので、面接時までには必ず申し出てください。
活動日 活動時間	週38時間45分勤務 8：45～17：30（1日7時間45分） 必要に応じて土曜・日曜・祝日・夜間・早朝に活動する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日 年末年始休暇（12月31日～翌年1月5日まで）

休 暇	任用期間や勤務日数に応じた年次有給休暇（初年度は 10 日間） 特別休暇（有給・無給）
給 与	月額 240,000 円（賞与なし、時間外勤務手当・通勤手当別途支給） ※ この額から社会保険料等の本人負担分が控除されます。 ※ 鹿部町議会での関連予算の議決が前提となります。
給料等支給日	毎月 21 日（当月分）
加入保険等	地方公務員共済組合 厚生年金 雇用保険
公務災害	公務上の傷病については、町村非常勤職員公務災害補償又は労働者災害補償保険のいずれかにより補償されます。また、一定の条件により地方公務員災害補償基金の対象となります。
服 務 等	(1) 服務 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づき処分の対象となります。 (2) 兼業（副業） 本務活動に支障がない範囲において、兼業（副業）が可能です。鹿部町職員の営利企業への従事等制限の許可に関する要綱に基づき、申請が必要となります。
各 種 支 援	(1) 資格取得支援 任用 2 年目以降に限り、希望に応じて、業務上必要と認められる資格の取得や研修の受講を支援します（年額 20 万円上限・算定あり）。業務上必要と認められる資格、講座の例として、下記のことを想定しています。 例）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格、日本スポーツクラブ協会公認学校運動部活動指導士、社会教育士（社会教育主事講習）、地域コーディネーター養成講座 (2) 起業支援 隊員の任期終了の日から起算して前 1 年以内又は任期終了の日から起算して 1 年以内に町内で起業又は事業承継する隊員に対し、補助金を交付します。対象経費等については、鹿部町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に基づき算出します。
そ の 他	・任用から 1 か月は条件付採用期間（試用期間）となります。 ・活動に用いるパソコンは町が貸与します。 ・活動用の車両は、原則として公用車を使用します。 ・公務のため旅行（出張）が発生した場合、町の規定に準じて旅費を支給します。その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。 ・住宅については、町が斡旋しますが、着任のタイミングにより、希望に添えない場合があります。予めご留意ください。なお、家賃、共益費、光熱水費などは個人負担となります。 ・条例、規則に定める基準を満たした場合、赴任旅費の支給があります。 ・会計年度任用職員から正職員への登用制度はありません。

6 申込手続及び選考方法

(1) 申込方法

別添申込書に必要事項を記載のうえ、随時提出願います。

なお、受付先着順に選考を行い、定員に達し次第、受付を終了します。

(2) 提出書類

ア 履歴書（写真添付）

イ 職務経歴書

ウ 運転免許証の写し（両面）

エ 住民票（原本） ※申込時点の住所地のもの

オ 滞納のない証明

カ レポート

【レポート課題】

テーマ：地方におけるよりよい教育・スポーツ環境の構築について

様式等：A4 様式 1 枚程度、パソコンによる作成可

(3) 選考方法

ア 第 1 次選考

書類選考のうえ、選考結果を文書又はメールにてお知らせします。

イ 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。

面接場所については、鹿部町役場庁舎内となります。

ウ 最終選考結果

第 2 次選考者へ文書又はメールにてお知らせします。

(4) 応募先及び問い合わせ先

鹿部町企画振興課企画振興係

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1（鹿部町役場）

電話：01372-7-2111（代表） 01372-7-5297（直通）

メール：kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp